

ふるさと日野町がんばろう商品券 取扱店募集要項

1. 目 的

ふるさと日野町がんばろう商品券を日野町が発行し、日野町における新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格・物価高騰等を緩和し、住民の生活支援と、日野町内の消費の喚起・下支え、景気回復を図ることを目的とする。

2. 商品券事業の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | ふるさと日野町がんばろう商品券 |
| (2) 発 行 者 | 日野町 |
| (3) 業務取扱者 | 業務受託者：日野町商工会 |
| (4) 発行総額 | 約 107,500 千円（1 住民 5,000 円）令和 4 年 7 月 1 日現在の全住民を対象。 |
| (5) 発行総数 | 約 21,500 冊（1 冊 額面 500 円×10 枚綴り） |
| (6) 利用期間 | 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 1 月 10 日まで |
| (7) 発送予定日 | 令和 4 年 9 月上旬 |

3. 登録店の募集

- ・日野町商工会員においては、日野町商工会の会員発送により通知し、申請により受け付ける。
- ・日野町商工会非会員については、日野町役場による H P やポスター等での周知による。申請窓口は日野町商工会とする。

4. 商品券取扱厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換はどのような理由があっても禁止します。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) コピー等が明らかな不正商品券は、取扱店の責任として取扱の拒否して下さい。また、主催者へのご連絡をお願いします。
- (6) 商品券を①全店共通利用券（緑券）、②地元事業所利用券（黄券）、③地元料理飲食店利用券（赤券）の 3 種類を作成し、取扱要件に該当する利用券のみ取扱い可能です。
 - ・①全店共通利用券（緑券）はすべての参加登録店で利用できる券とします。
（日野町に本店がない事業所も対象としています。大型店、チェーン店を想定しています）
 - ・②地元事業所利用券（黄券）は、本店が日野町にあり③料理飲食店利用券（赤券）の利用が出来ない事業所とします。
 - ・③地元料理飲食店利用券（赤券）は、本店が日野町にあり店舗に飲食コーナーのある事業所を対象としています。
- (7) 該当取扱い利用券以外の受け取り、換金は出来ません。
- (8) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (9) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (10) 商品券の盗難・紛失について、発行者等はその責任を負いません。

5. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関への預入
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払（税金、振替代金、振込手数料、電気 水道料金等）
- (3) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入及びタバコの購入
- (4) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
- (5) その他 目的に沿わない公共事業としてふさわしくないもの

6. 取扱店資格

日野町内に事業所、店舗等を有する事業者で、日野町内の店舗等に関り商品券を利用可能とします。ただし、次の事業者は対象外とします。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (2) 上記 5.「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
- (3) 法律に違反する商品、サービス
- (4) 保険診療扱いとなる医療行為
- (5) 事業にかかわる関係者が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる事業所は取り扱いを認めない。

7. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、告知ツールを消費者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が利用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。明らかなコピー品の受け取りは、取扱店の責任とします。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知して下さい。

なお、偽造防止（裏面）が無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに日野町商工会及び警察へ通報して下さい。

- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面の利用済み欄に参加事業所名を明記し、既に明記済み商品券は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換および売買は行わないで下さい。

利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として利用された商品券のみ換金可能です。

8. 申込みについて

(1) 申込方法

取扱店に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「ふるさと日野町がんばろう商品券取扱店申請書兼誓約書」を、FAX、郵送または持参で日野町商工会に申請して下さい。

《あて先》 日野町商工会

〒529-1602 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

T E L 0748-52-0515 F A X 0748-53-1859

なお、日野町内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、原則、各店舗ではなく事業者単位で申請してください。

(2) 申込期間

令和4年6月29日から令和4年7月11日までとします。

・申込期間以降も取扱店の申込みは受付出来ますが、初回配布の取扱店名簿への掲載が出来ない場合もあります。

(3) 取扱店の登録

申請のあった店舗について、審査を経て取扱店として了承し、ふるさと日野町がんばろう商品券取扱店登録証を9月（下旬）に送付する予定です。

また、店頭に掲示していただく告知ツールは、後日配布します。

なお、申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

9. 取扱店契約の解除

次のような事由が生じた場合には、取扱店における商品券受領の有無に関わらず、取扱店契約を解除する場合があります。この場合、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

- (1) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。以下、この項において同じ。）が、商品券の換金等について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (2) 事業者が暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 契約締結後に事業者や事業の関係者が暴力団等反社会勢力に該当することが判明した場合。
- (4) その他事業者が町の信頼を損ない取扱店契約の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ① 町の名誉や信用を毀損または毀損するおそれのある行為をしたとき
 - ② 町の業務を妨害または妨害するおそれのある行為をしたとき
 - ③ その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき

10. 換金について

- (1) 商品券裏面に回収店名を記入し、「取扱店証明書」を提示の上、商品券を日野町商工会に持参して下さい。
- (2) 商工会の業務日の対応になります。夜間など営業時間終了後や土・日・祝日の取扱はできません。また、年末年始等の場合も対応が出来ない場合があります。※窓口対応は平日9時～16時とします。
- (3) 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、取扱店申請書兼誓約書の「店舗名」で一括して換金してください。
- (4) 換金請求締日と支払予定日は別表の通りです。期間経過後の換金には一切応じられませんのでご注意下さい。

11. その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 取扱店の情報（店舗名称、所在地、業種等）は「商品券の使えるお店」として、日野町商工会ホームページなどに掲載し、広く周知を図ります。

- (3) 「募集要項」を含むこの事業の取扱いに追加・変更があった場合は、日野町商工会ホームページでお知らせします。

●商品券の取扱いについて

① 全店共通利用券 (緑券) 500円券 ・全ての登録店で利用できます。 ・大型店やチェーン店などでもご利用頂ける商品券です。 ・本店が日野町になくてもご利用できます。日野町に店舗がない場合は不可。	②地元事業所利用券 (黄券) 500円券 ・本店が日野町にある事業所。 ・主たる事業が、飲食店でない事業所 ・③の券は利用出来ません	③地元料理飲食店利用券 (赤券) 500円券 ・主たる事業が飲食店、飲食スペースがある店に限定します。 ・本店が日野町にある事業所 ・②の券は利用できません
--	---	---

※ ②地元事業所利用券(黄券)と③地元料理飲食店利用券(赤券)の両方の取扱いは出来ません。

●換金日程表

請求締日	支払予定日
10月11日(火)	10月17日(月)
10月25日(火)	10月31日(月)
11月10日(木)	11月16日(水)
11月25日(金)	12月1日(木)
12月12日(月)	12月16日(金)
12月23日(金)	12月28日(水)
令和5年1月13日(金)	令和5年1月20日(金)
最終1月31日(火)	2月10日(金)

問合せ先 日野町商工会 (担当: 佐藤、奥田)
TEL 0748-52-0515 FAX 0748-53-1859